

# 「農業の主たる従事者証明」に係る営農証明願に係る提出書類

京都市農業委員会事務局（電話：075-222-4050）

◎：必須

	提出書類	発行機関	提出部数	備考
◎	1 「農業の主たる従事者証明」に係る営農証明願		1	申請者：土地の所有者全員
◎	2 申請者（所有者）と買取り申出事由の生じた者（従事者）の住民票	区役所等	1	申請者と従事者が同一世帯の場合は、続柄記載のもの ※戸籍を提出される場合は本籍記載
	3 申請者と従事者の続柄が確認できる戸籍謄本	区役所等	1	住民票や法定相続情報証明で続柄を確認できない場合
	<b>【相続未登記の場合】</b> ①又は②のどちらかを必ず提出。 ③もあれば、併せて提出。			
	① 法定相続情報証明	法務局	1	住所の記載があるもの
	相続関係図		1	
4	② 被相続人の戸籍謄本（原戸籍、除籍含む）	区役所等	1	被相続人の出生から死亡までの戸籍を全て
	相続人全員の戸籍謄（抄）本	区役所等	1	被相続人の死亡日以降の証明日のもの
	③ 遺産分割協議書 （協議書に添付の全相続人の印鑑登録証明書含む）	区役所等	1	・遺産分割協議書があれば、申請者は特定の相続人 ・遺産分割協議書がなければ相続人全員が申請者 ・印鑑登録証明書の発行日は不問
5	委任状（任意様式） ・委任者（申請者）の署名（自署）または記名押印が必要。 ・代理人が書面訂正する場合、委任項目に「書面の訂正」、「申請・届出に係る一切の権限」等の記載が必要。		1	代理人が来庁する場合

## 《注意事項》

- ◇申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。  
（ただし、委任状には、委任者（申請者）の署名（自署）または記名押印が必要）  
本人確認に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。  
・申請者が来庁する場合：申請者の運転免許証等の提示等  
・代理人が来庁する場合：代理人の運転免許証や社員証等の提示等  
（委任状に記載された代理人の住所や氏名・会社名等と一致していること）
- ◇これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。
- ◇証明書類などは、発行日から3箇月以内のもの〔原本〕が必要です。  
→原本還付が必要な場合は、原本と写しを窓口を持参してください。  
→「登記情報提供サービス」から取得した登記事項証明書及び公図は、照会番号と発行年月日が記載されたものだけに限り提出書類とすることができます。  
→相続未登記の場合の提出書類は、相続時に作成されたもので構いません。
- ◇分筆、合筆等されたときは、経過の分かる書類（登記事項証明書等）を提出してください。
- ◇上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。

